

## 税源移譲により実際どれくらい市県民税と所得税が変わるのでしょうか？

## ●税源移譲による市県民税・所得税の税率変更による税額の増減 → (税負担±0)

◆◆◆&lt;モデルケース&gt; 夫婦+子供2人・給与収入500万円(年額) ◆◆◆

平成18年		平成19年		負担増減額	
市県民税	76,000円	市県民税 ・調整控除	152,000円 ▲16,500円	市県民税	59,500円 負担増 平成18年に比べ約2倍
所得税	119,000円	所得税	59,500円	所得税	▲59,500円 負担減 平成18年に比べ半分
合計	195,000円	合計	195,000円	合計	税負担±0

※ 上記の計算は課税所得が平成18年と平成19年で変わらない場合として計算しています。

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。子供1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

★ 上記以外に、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があります。

## ●定率減税の廃止による税額の増減 → (負担増)

◆◆◆&lt;モデルケース&gt; 夫婦+子供2人・給与収入500万円(年額) ◆◆◆

平成18年		平成19年		負担増減額	
市県民税 ・定率減税分	76,000円 ▲5,700円	市県民税 ・定率減税分	135,500円 廃止	市県民税	65,200円 負担増 平成18年に比べ約2倍
所得税 ・定率減税分	119,000円 ▲11,900円	所得税 ・定率減税分	59,500円 廃止	所得税	▲47,600円 負担減 平成18年に比べ約半分
合計	177,400円	合計	195,000円	合計	17,600円 負担増

※ 上記の計算は課税所得が平成18年と平成19年で変わらない場合として計算しています。

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。子供1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※ 上記の税源移譲後(平成19年)の市県民税は、「人的控除の差による減額措置」を適用しています。

## ●市県民税の老年人非課税措置廃止に伴う経過措置による税額の増減 → (負担増)

◆◆◆&lt;モデルケース&gt; 70歳独身・年金収入200万円(年額) ◆◆◆

平成18年		平成19年		負担増減額	
市県民税 ・定率減税分 ・定率減税後×2/3	19,900円 ▲1,500円 ▲12,267円	市県民税 ・定率減税分 ・市県民税×1/3	37,300円 廃止 ▲12,434円	市県民税	18,700円 負担増 平成18年に比べ約4倍
所得税 ・定率減税分	34,800円 ▲3,480円	所得税 ・定率減税分	17,400円 廃止	所得税	▲13,900円 負担減 平成18年に比べ約半分
合計 (税額)	37,453円 (37,400円)	合計 (税額)	42,266円 (42,200円)	合計	4,800円 負担増

※ 上記の計算は課税所得が平成18年と平成19年で変わらない場合として計算しています。

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※ 上記の税源移譲後(平成19年)の市県民税は、「人的控除の差による減額措置」を適用しています。

※各モデルケースの市県民税(年額)は所得割にかかるもので、このほか均等割(4,500円)が課税されます。

★ 税源移譲については、「広報五條」平成18年12月号および五條市のホームページにも掲載しています。

■ 問合せ 税務課 市民税係 ① (内線298、256)